

八街市教育委員会議事録

令和4年第12回定例会

期 日 令和4年12月7日(水)

開会 午後 1時20分

閉会 午後 2時25分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	橋 爪 通 代

出席職員	教 育 部 長	土 屋 武 志
	教育総務課長	秋 葉 忠 久
	学校教育課長	本 間 照 美
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	須賀澤 勲
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	土 屋 颯 仁
	図 書 館 長	富 谷 和 恵
	学校給食センター所長	岩 井 濟
	教育総務課副主幹(事務局)	塚 本 廣

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和4年第12回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に吉田委員と橋爪委員を指定します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を土屋部長よりお願いします。

○教育部長

令和4年11月22日から12月6日まで、教育長が出席しました主な行事及び動静についてご報告いたします。

11月22日 八街北小学校にて、教育センター指定公開研究会に出席いたしました。

教育センターでは、令和2年度から「国語、読み深める楽しさを味わう児童の育成」をテーマに八街北小学校を研究指定校としました。

当日は、千葉県教育庁北総教育事務所海匝分室指導主事の先生を講師に迎え、各学年が学習の成果を発表しました。

11月26日 プリミエール酒々井にて、八街市聴覚障がい者協会主催による日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「咲む」上映会に出席いたしました。

12月1日 朝陽小学校にて、八街北中学校区 地域公開学習発表会に出席いたしました。この事業は、「千葉県通学路推進事業（学校安全総合支援事業）」の指定を受け、八街市の拠点校として、安全教育に関する授業実践を進めた成果を、保護者、地域住民、警察関係者などを招いて発表しました。子どもたちはクロームブックを駆使した発表を行い、基調講演を行った立正大学原田豊教授をはじめ、県教育委員会及び市職員からも賞賛の声を頂きました。

なお、翌日の千葉日報には「「安全校」へ気持ち新た」の表題で一面を飾りました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等ありましたらお願いします。

<質疑なし>

次に【日程第4】議題に入る前に、「八街市教育委員会会議規則」第13条に基づき、本会議は原則公開としておりますが、(3)報告事項について非公開の発議をします。

第1号報告につきましては、同条第1項、第5号の規程により、「教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項」であるため、

非公開として審議すべきと考えますが、賛成の委員の挙手をお願いします。

【挙手全員】

挙手全員です。第1号報告及び第2号報告について、会議を非公開とし、会議規則第32条の2の規程により議事録の公表も非公開とすることに決定しました。

4. 議題

(1) 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

11月21日に開催しました第11回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

(2) 議決事項

○教育長

続いて、議決事項を議題とします。はじめに、議案第1号 令和4年度八街市一般会計教育費予算の補正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第1号 令和4年度 八街市一般会計教育費予算の補正についてご説明いたします。

資料の2ページ及び別冊の資料で「令和4年度八街市一般会計補正予算【教育費抜粋】」をご覧ください。

令和4年12月定例議会に提出する一般会計教育費予算のうち、歳入については教育委員会関係の市債を増額し、歳出については、人件費、その他について、所要の補正を行おうとするものです。

また、12月議会では、令和5年4月1日から履行が始まる各種の契約について、債務負担行為を新たに設定いたします。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、補正予算事項別明細書により、歳入から、ご説明いたします。

○学校教育課長

21ページをご覧ください。16款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金につきましては、補正前の額から75万円を増額し、補正後の額

を5千245万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。教育支援体制整備事業費交付金は、公立幼稚園3園のコロナウイルス感染症対策に係る消耗品の1/2の補助金75万円です。

○図書館長

続きまして、24ページをご覧ください。23款 市債 1項 市債 3節 社会教育債 1千460万円は、図書館施設整備事業で、閉架書庫の消防設備の更新に係る工事費でございます。

○学校給食センター所長

続きまして、23款 市債 1項 市債7目 教育債につきまして、4節の保健体育債は、学校給食センター第二調理場熱風送風機改修工事分の810万円です。

○教育総務課長

続きまして、歳出についてご説明いたします。

19ページをご覧ください。9款 教育費につきましては、補正前の額に1億9千2万6千円を増額し、29億5千883万7千円にしようとするものです。概要を事項別明細書でご説明しますので、45ページをご覧ください。

9款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費につきましては、補正前の額に279万1千円を増額し、補正後の額を3億4千294万円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

一般職人件費 275万7千円を増額は、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増、並びに時間外勤務手当の調整に伴い増額するものです。

なお、今回の本市職員の給与改定は、国の人事院勧告と千葉県人事委員会勧告に基づいて実施するものです。

次に教育委員会事務局諸費 34千円を増額は、10節 需用費で、教育総務課所管の公用車用燃料費が、昨今の燃料費の高騰等により、予算が不足するため34千円を増額するものです。

○学校教育課長

続きまして、3目教育指導費につきましては、補正前の額から10万2千円を減額し、補正後の額を7千709万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。教育指導費17万8千円の減額は、公用車の燃料費の高騰による予算の増額及び公用車購入の入札執行に伴って発生した残額を減額するものです。

教育支援センター管理運営費7万6千円を増額は、教育支援センター「ナチュラル」の電気代の高騰による予算の増額です。

○教育総務課長

続きまして2項 小学校費 1目 学校管理費については、補正前の額に2千885万3千円を増額し、2億1千554万1千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

一般職人件費 12万1千円を増額は、学校用務員の増に伴うものです。小学校管理諸費 2千873万2千円を増額は、10節 需用費で、小学校用の燃料費及び光熱水費が、昨今の燃料費、光熱費の高騰により予算が不足するため、2千873万2千円を増額するものです。

○学校教育課長

続きまして、2目教育振興費につきましては、補正前の額から6千909万円を増額し、補正後の額を2億5千60万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。小学校教育振興費122万2千円の減額は、自動車借り上げ料で、四部会陸上競技大会の雨天中止に伴う減額が主なものです。

小学校ICT環境整備事業費7千31万2千円を増額は、市内小学校に136台の電子黒板を整備するために増額するものです。

○教育総務課長

続きまして、3項 中学校費 1目 学校管理費につきましては、補正前の額に2千190万7千円を増額し、補正後の額を9千515万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。中学校管理諸費 2千190万7千円を増額は、10節 需用費で、中学校用の燃料費及び光熱水費が、昨今の燃料費、光熱費の高騰により予算が不足するため、2千190万7千円を増額するものです。

○学校教育課長

続きまして、2目教育振興費につきましては、補正前の額から1千240万8千円を増額し、補正後の額を1億4千77万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。中学校ICT環境整備事業費1千240万8千円を増額は、市内中学校に24台の電子黒板を整備するために増額するものです。

○教育総務課長

48ページをご覧ください。続きまして、4項 幼稚園費 1目 幼稚園費につきましては、補正前の額に205万1千円を増額し、補正後の額を1億5千951万円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

一般職人件費 46万5千円を増額は、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増に伴い増額するものです。幼稚園諸費 158万6千円を増額は、10節 需用費で、幼稚園用の光熱水費が、昨今の光熱費の高騰により予算が不足するため、158万6千円を増額するものです。

○社会教育課長

続きまして、5項社会教育費 1目社会教育総務費についてご説明いたします。補正前の額に181万5千円を増額し、補正後の額を1億402万7千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

一般職人件費179万円の増額は、社会教育課職員12名の給料・職員手当・共済費で、4月1日付け人事異動並びに給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増によるものです。

次に、社会教育振興費 2万5千円の増額は、社会教育課で管理している公用車1台分のガソリン代で、不安定なウクライナ情勢、円安ドル高などによるガソリンの高騰により、不足が見込まれるものです。

続きまして、2目公民館費についてご説明いたします。補正前の額に558万3千円を増額し、補正後の額を9千460万4千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

一般職人件費 99万5千円の増額は、中央公民館職員5名の給料・職員手当・共済費で、4月1日付け人事異動並びに給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増によるものです。

次に、中央公民館管理運営費 458万8千円の増額で、10節需用費の燃料費1万8千円の増額は、中央公民館で管理している公用車1台分のガソリン代です。光熱水費457万円の増額は、中央公民館全棟の電気料になります。

○図書館長

3目、図書館費につきましては、補正前の額に、2千229万4千円を増額し、補正後の額を、2億443万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費 190万6千円の減額は、給料及び共済費は、職員の休職に伴う減額、職員手当は、職員の休職及び時間外勤務手当の調整に伴う減額が主なものでございます。

図書館管理運営費 462万円の増額は、10節 需用費で、燃料費 5万円は、公用車及び移動図書館車の燃料代、光熱水費 457万円は、電気料の増額でございます。

図書館整備事業費 1千958万円の増額は、14節 工事請負費で、図書館閉架書庫のハロン消火設備について、消防設備の定期点検で、消化ガスの放出ができない状態であることが確認されました。

また、ハロンガスボンベについても、まもなく耐久年数を迎えることから交換が必要であるため、設備を更新するものでございます。

○スポーツ振興課長

補正予算書の50ページをご覧ください。続きまして、6項 保健体育費、1目 保健体育総務費につきまして、ご説明いたします。補正前の額から79万9千円を増額し、補正後の額を1億49万円とするものでございます。一般職人件費、79万9千円を増額につきましては、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増並びに時間外勤務手当の調整に伴うものでございます。

○学校教育課長

続きまして、2目学校保健費につきましては、補正前の額から150万円を増額し、補正後の額を2千892万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。教育支援体制整備事業費150万円の増額は、公立幼稚園3園のコロナウイルス感染症対策衛生用消耗品を購入するものです。

○スポーツ振興課長

続きまして、4目スポーツプラザ費につきましては、補正前の額から411万9千円を増額し、補正後の額を2億983万8千円にしようとするものです。説明欄をお願いいたします。

一般職人件費、22万4千円を増額につきましては、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増によるものでございます。スポーツプラザ管理運営費、389万5千円を増額の内訳は、10節 需用費のうち光熱水費、389万5千円を増額で、これはスポーツプラザで使用する電気料の高騰により、予算が不足するため増額するものです。

○学校給食センター所長

続きまして、5目 学校給食費について、説明いたします。5目 学校給食費は、補正前の額に、1千691万8千円を増額し、補正後の額を6億3千367万5千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

一般職人件費 168万2千円を増額は、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の増、並びに時間外勤務手当の調整に伴い、増額を行うものです。

調理場維持管理費1千86万8千円を増額は、学校給食センター第二調理場の熱風消毒保管室に設置された熱風送風機が損傷し、調理器具等の消毒及び乾燥に支障を来す恐れがあり、これを改修するために増額するものです。

続きまして、調理場給食事業費436万8千円は、10節 需用費 光熱水費を増額しようとするもので、4月の年度当初よりも、ガス料金、電気料金が高騰しているため、予算の不足が見込まれることから、不足分を増額するものです。

○図書館長

続きまして、第2表 繰越明許費について、ご説明いたします。補正予算書の6ページをご覧ください。

9款 教育費、5項 社会教育費、図書館整備事業費 1千958万円につきましては、図書館閉架書庫の消防設備更新工事の工期が6ヶ月程度かかる見込みであり、年度内の完了が困難であることから繰越明許費の設定を行うものがございます。

○学校給食センター所長

続きまして、9款教育費、6項保健体育費、調理場維持管理費1千86万8千円の繰り越しにつきましては、学校給食センター第二調理場熱風送風機改修工事が年度内に完了が見込めないことから、繰越明許費の設定をするものがございます。

○学校教育課長

続きまして、第3表 債務負担行為補正 追加についてご説明いたします。

補正予算書の12ページをご覧ください。

72番 交通誘導警備業務につきましては、昨年度7月から実施しております朝陽小学校通学用臨時バスの運行に関わる警備業務を、令和5年度も続けて実施しようとするもので、年度間の継続性を維持し、4月当初から業務を実施するため、債務負担行為を追加するものです。

期間は、令和4年度から令和5年度までで、330万円を限度額とするものです。

73番 スクルーバスの賃借につきましては、昨年度7月から実施しております朝陽小学校通学用臨時バスと、昨年度9月から実施しております二州小学校スクールバスの借り上げを、令和5年度も続けて実施しようとするもので、年度間の継続性を維持し、4月当初から業務を実施するため、債務負担行為を追加するものです。

期間は、令和4年度から令和5年度までで、2千34万9千円を限度額とするものです。

○教育総務課長

74番 小学校トイレ洗浄殺菌装置等の賃借につきましては、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を655万5千円とするものです。この賃借は、小学校9校に設置したトイレ洗浄殺菌装置等を賃借するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から賃借を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

75番 小中学校自家用電気工作物保安管理業務につきましては、期間を令

和4年度から令和5年度まで、限度額を292万7千円とするものです。この業務は、小中学校13校に設置した自家用電気工作物を保安管理するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

76番 小中学校・幼稚園浄化槽維持管理業務につきましては、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を506万円とするものです。この業務は、小学校6校、中学校2校及び幼稚園2園に設置した浄化槽を維持管理するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

13ページをご覧ください。

77番 小中学校・幼稚園貯水槽維持管理業務につきましては、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を440万6千円とするものです。この業務は、小中学校13校及び川上幼稚園に設置した貯水槽を維持管理するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

78番 小中学校・幼稚園消防設備保守点検業務につきましては、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を259万6千円とするものです。この業務は、小中学校13校及び幼稚園3園に設置した消防設備を保守点検するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

○学校教育課長

79番 小中学校・幼稚園飲料水水質検査手数料につきましては、毎年実施しております水質検査であり、年度間の継続性を維持し、4月当初から業務を実施するため、債務負担行為を追加するものです。

期間は、令和4年度から令和5年度までで、131万1千円を限度額とするものです

○教育総務課長

80番 小中学校、幼稚園消火器の賃借につきましては、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を55万2千円とするものです。これは、小中学校13校及び幼稚園3園に設置した消火器を賃借するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から賃借を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

81番 幼稚園複写機の賃借につきましては、期間を令和4年度から令和8年度まで、限度額を「複写枚数に1枚当たり 10,373円を乗じて得た額とするものです。これは、幼稚園3園に設置してある複写機で、令和5年5月

末をもって契約が満了することから、年度間の継続性を維持し、事務手続き及び賃借を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

○社会教育課長

82番 社会教育施設自家用電気工作物保安管理業務につきましては、中央公民館、図書館の自家用電気工作物の保安管理業務で、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は37万7千円でございます。

83番 中央公民館消防設備保守点検業務につきましては、中央公民館消防設備の保守点検業務で、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は20万7千円でございます。

これらの業務は、いずれも年度間の継続性を維持するために4月1日から業務を開始する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものです。

○図書館長

84番 図書館消防設備保守点検業務につきましては、期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を38万5千円とするもので、年度間の継続性を維持し、年度当初から業務を開始する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

○スポーツ振興課長

85番 「市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務」につきましては、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は、36万7千円とするものです。

この業務は、照明設備のある中央グラウンド及び南部グラウンドで使用している受電設備の保安管理業務で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。

86番 「市営グラウンド等緑地維持管理業務」につきましては、期間は、令和4年度から5年度まで、限度額は、58万7千円とするものです。

この業務は、市営グラウンド及びサッカー場などの緑地の維持管理業務で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。

14ページをご覧ください。

87番 「スポーツプラザ浄化槽維持管理業務」につきましては、期間は、令和4年度から5年度まで、限度額は、49万8千円とするものです。

この業務は、スポーツプラザ内に設置してあります浄化槽の維持管理業務で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。

88番 「スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務」につきましては、期間は、令和4年度から5年度まで、限度額は、27万7千円とするものです。

この業務は、スポーツプラザで使用している受電設備の保安管理業務で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。

これらの業務は、いずれも年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。

○学校給食センター所長

続きます

89番 給食センター廃水処理施設維持管理業務は、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を275万円とするもので、第一調理場及び第二調理場それぞれに設置しております。廃水処理施設の維持管理を行う業務です。

90番 給食センター自家用電気工作物保安管理業務は、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を41万2千円とするもので、第一調理場及び第二調理場それぞれに設置しております自家用電気工作物の保安管理を行う業務です。

91番 給食センターボイラー保守点検業務は、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を231万円とするもので、第一調理場に設置し、第一調理場及び第二調理場の両方で使用しておりますボイラー3台の保守点検を行う業務です。

92番 学校給食配送業務は、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を2千769万円とするもので、調理した給食を市内各小・中学校に配送し、回収する業務です。この限度額は、前年度比で155万4千円の増額2千613万6千円となっておりますが、これは、燃料費高騰等のため、運転手を含む配送車両1台当たりの単価が上昇しているためです。

93番 学校給食残さ処分業務は、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を252万2千円とするもので、給食の調理及び食べ残しで発生した残さを処分する業務で、液状飼料化処理により、家畜のエサとしてリサイクルするための業務です。

94番 学校給食残さ収集運搬業務は、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を519万8千円とするもので、給食の調理及び食べ残しで発生した残さを収集し、リサイクル処分を行う施設まで運搬する業務です。

いずれも、年度間の継続性を維持し、年度当初から業務を開始する必要があるため、債務負担行為を設定しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいま、教育費予算の補正について、各担当課長より説明がありありまし

たが、これにつきまして、ご質問等のある委員は発言願います。

○委員

50ページの2目学校保健費、幼稚園感染症対策の消耗品費というのは、どのようなものですか。

学校教育課長

主にアルコール消毒液、手洗い用の石鹼、消毒作業用ゴム手袋等です。

○教育長

他にご質問等ありますか。

<質疑等なし>

私から報告します。47ページ、教育振興費の電子黒板の購入につきまして、小学校で136台、中学校で24台購入しようとするものです。導入されれば、特別教室を除く全教室に導入することになります。近隣市町と比較すると大変充実いたします。

他に質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 八街市教育委員会表彰候補者の審査及び決定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第2号、八街市教育委員会表彰候補者の審査及び決定についてご説明いたします。

資料の3ページと、別紙の表彰候補者名簿をご覧ください。

今年度の八街市教育委員会表彰の候補者は、別紙 候補者名簿のとおり、個人25者、団体3者の計28者となっております。

続きまして、選定理由についてご説明いたします。お配りしてあります別添の議案第2号（参考）をご覧ください。

この資料は、表面は八街市表彰規程と、八街市教育委員会表彰規程の抜粋で、裏面は表彰に該当する者を規定する内規です。教育委員会では、これらの規定に基づき、毎年、表彰候補者を選定しております。

今年度の表彰候補者は、教育委員会表彰規程第2条第1項第4号に該当する者として、内規の規定に基づき、スポーツ部門において、県大会で3位以内に入賞した方と、全国大会に出場した方を選定したものです。

それでは、1番の候補者から氏名と功績・功労を読み上げさせていただきます

す。

(表彰候補者名簿のとおり説明)

表彰候補者については、以上です。

なお、今年度の表彰式につきましては、令和5年2月5日 日曜日に 中央公民館で開催を予定しております。以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいま、事務局から説明がありありましたが、ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第2号について、可決することに決定いたしました。

(3) 報告事項

次に報告事項を議題とします。

【非公開】

第1号報告

5. その他

(1) 各課等からの伝達事項

○教育長

全体をとおしてご質問等ありませんか。

ないようであれば以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

閉会します。

教育長報告

令和4年11月22日～12月6日

日付	曜日	時間	場所	内容
11/22	火	8:50	八街北中学校	教育長学校訪問
〃	〃	13:30	八街北小学校	教育センター指定公開研究会
11/24	木	9:00	〃	教育長学校訪問
〃	〃	10:10	八街東小学校	〃
11/26	土	10:00	プリミエール酒々井	八街市視聴額障害協会「咲む」上映会
11/28	月	9:10	八街南中学校	教育長学校訪問
〃	〃	10:30	二州小学校	〃
〃	〃	15:30	特別会議室	社会を明るくする運動作文コンテスト表彰式
11/30	水	8:45	団体研修室	令和5年度八街市職員採用面接(初級)
12/1	木	10:00	教育長室	第8回八街市小中学校長研修会打合せ
〃	〃	13:00	朝陽小学校	八街北中学区地域公開学習発表会
12/2	金	9:10	特別会議室	庁議
〃	〃	10:00	〃	八街市長表彰審査会
12/5	月	16:00	第1会議室	部課長会議
12/6	火	13:30	教育センター(オンライン)	第8回八街市小中学校長研修会